

令和6年3月における市内小・中学校の事故等の報告について

○ 定例教育委員会で報告する基準

次の事故・事件等について発生した場合は、教育委員会に報告する。

- ① 事故では、特に首から上の怪我、骨折や縫合のあった怪我等、医療機関において処置された案件
- ② 事件・問題行動では、指導室として特に今後の動向が危惧される案件

<小学校> 事故等6件

発生日	発生場所	管理	学年	事故等の概要
① 3/6 (水)	教室	内	1	【右上脛切創】 ・当該児童は、授業前に関係児童と教室内で追いかけてっこをしていたところ、床に落ちていたビニール袋に足を滑らせ転倒した。 ・転倒した際に、近くにあった給食配膳台の角に右上脛をぶつけた。 ・病院で受診し、右上脛切創の診断を受けた。
② 3/11 (月)	廊下	内	3	【前歯の動揺】 ・当該児童は、教室移動のため廊下に整列していた。 ・当該児童の近くで関係児童Aと関係児童Bが並び順で口論になり押し合いを始めた。 ・関係児童Bに押された関係児童Aが、体勢を崩して後方に倒れ込んだ際に、関係児童Aの後頭部が当該児童の口に当たった。当該児童はそのまま床に倒れ込んだ。 ・病院で受診し、前歯の動揺の診断を受けた。
③ 3/13 (水)	通学路	内	6	【左側鼻骨骨折及び右鎖骨骨折】 ・当該児童は、下校中、自宅に帰らずにそのまま習い事に向かっていった。 ・信号のない横断歩道を渡ろうとした際に、走行してきた自動車の左サイドミラーと接触した。 ・病院で受診し、左側鼻骨骨折及び右鎖骨骨折の診断を受けた。
④ 3/14 (木)	校庭	内	5	【左鎖骨骨折】 ・当該児童は、休み時間に関係児童と校庭で鬼ごっこをしていた。 ・鬼から逃げている際に、他の児童と接触し転倒した。 ・当日は家庭で安静にして様子を見ていたが、翌日になって痛みがひどくなったため病院で受診した。受診した結果、左鎖骨骨折の診断を受けた。
⑤ 3/15 (金)	体育館	内	4	【下顎の裂傷】 ・当該児童は、学級活動の時間に体育館においてレクリエーションで鬼ごっこをしていた。 ・鬼から逃げる際に、体育館の前方と後方を分ける防球ネットにつまづき転倒した。転倒した際に下顎を床に強打した。 ・病院で受診し、下顎の裂傷の診断を受けた。
⑥ 3/15 (金)	校庭	内	5	【右腕橈骨遠位端骨折】 ・当該児童は、体育の授業中、ハードル走の練習をしていた際に、ハードルのバーに右足が接触し転倒した。 ・転倒した際に、両手を地面に強打した。 ・病院で受診し、右腕橈骨遠位端骨折の診断を受けた。

<中学校> 事故等0件